

令和7年度随意契約一覧表【健康推進部】

令和8年1月1日から令和8年3月31日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）		契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
健康づくり推進課	健康管理システム標準化令和7年度データ連携対応業務	令和8年1月14日	NECネクソソリューションズ株式会社関西支社	契約の翌日	～ 令和8年3月31日	2,970,000	令和7年度健康管理システム標準化データ移行に関して、テスト作業を行う。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムの開発業者かつ著作権を有する業者であり、他社が保守・改修等を行うことができないため。
健康づくり推進課	令和8年度富田林市立保健センター管理医師業務	令和8年3月19日	一般社団法人富田林医師会	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	1,145,760	医療法第10条の規定による診療所（富田林市立保健センター）の管理医師業務（医療従事者などの監督、診療所の管理及び運営に必要な注意をおこなう。集団個別指導、医療事故の対応など）	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	当該業務は、医師でなくては実施できません。また、医師会には専門的知識、技術を有する多数の医師が多数加入していることから、安定的な医療の提供を行うには一般社団法人富田林医師会に委託するものが最善と考え、特命随意契約を希望するものです。
高齢介護課	令和8年度介護保険料の決定に係る通知書等の印刷製本並びに封入封緘業務	令和8年1月28日	日本電子計算株式会社大阪支店	契約日の翌日	～ 令和8年7月31日	3,854,400	令和8年度介護保険料の決定に係る通知書等の帳票作成、印刷処理、製本、封入封緘処理の業務を行うもの。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	封入封緘業務及び1万枚以上の印刷処理を契約締結している事業者であり、当課の封入封緘や帳票印刷について熟知しており、用紙設計や印刷テストなどの作業工数の削減、費用及び納期の削減をするためには、1万枚未満の印刷処理についても同事業者に請け負わせることが最適であるため。
高齢介護課	令和8年度 富田林市一般介護予防通所型介護予防事業（若さ・健康・体力アップ教室）	令和8年3月17日	一般財団法人富田林市福祉公社	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	3,734,665	介護予防の普及・啓発を目的に運動、栄養、口腔機能向上のプログラムを実施する。1クール7回、年間5クール開催。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業は介護予防を目的に実施する専門性の高い事業であり、対象者が高齢者であるため安全管理には特に注意を要する事業である。又、プログラムの内容は講話や運動指導、体力測定等、多岐に渡り、それぞれに専門性が求められる。専門性と安全で効果的な教室運営ができ、また本市地域包括支援センターと連携した教室運営が実施できるのは、本市内に拠点と専門的な人材を持つ当事業者のみである。
保険年金課	令和7年度MCWEL後期高齢者システム 子ども子育て支援制度対応	令和8年3月3日	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）	契約の翌日	～ 令和8年3月31日	11,440,000	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、「医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含める」と定められたことにより、令和8年度より対応が必要な国が示す事項を備えるために必要なシステム改修を行うものです。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	契約予定先の富士通Japan株式会社は、現在使用しているMCWEL後期高齢者システムの開発業者であり、同時に導入済パッケージプログラムの著作権を有する業者でもあります。後期高齢者医療保険制度の保険料に令和8年4月より新たに子ども子育て支援金が加算されることに伴い、既存のMCWEL後期高齢者システムの改修対応が必要となることから、MCWEL後期高齢者システムの開発業者である同社を選定しました。